

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行

特定創業支援等事業（宮若創業スクール）の支援を受けた方は、宮若市が発行する証明書によって、様々なメリットを受けることができます。

受けられるメリット

①会社設立時の登録免許税の軽減措置※

株式会社	資本金の0.7% ➡ 0.35%に軽減 ※最低税額 15 万円の場合は 7.5 万円に軽減
合同会社	資本金の0.7% ➡ 0.35%に軽減 ※最低税額 6 万円の場合 3 万円に軽減

②信用保証協会による創業関連保証特例活用時の優遇

創業関連保証を、通常2か月前からのところ、事業開始の6か月前から利用可能

③日本政策金融公庫の融資制度での優遇※

「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象として利用可能

④小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請対象

創業後3年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する補助金の申請対象

※宮若市の証明書をもって、他の市町村で創業する場合は対象となりません。

申請について

対 象 者

以下のすべてに該当する方

- ・創業を行おうとする個人 又は 創業後5年未満の個人もしくは法人
- ・「宮若創業スクール」を修了した方

申 請 書 類

- ☐ 交付申請書※
- ☐ 個人情報に関する同意書※
- ☐ 「宮若創業スクール」の受講修了証（写し）
- ☐ 事業計画書又は開業届（写し）

※様式は市ホームページよりダウンロード可能

注 意 事 項

- ◆証明書の有効期限は、令和9年3月31日又は開業日（法人の場合は設立年月日）から5年を経過しない日のうち、いずれか一番早い日付になります。
- ◆申請から証明書発行までに数日を要しますので、ご了承ください。
- ◆証明書は、特例を受けることを保証するものではありません。

≪申請受付・問合せ先≫

宮若市役所 産業観光課 商工振興係（2階3番窓口）

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

TEL：0949-32-0519 FAX：0949-32-9430

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（※土・日・祝日、年末年始を除く）



市HPはこちら